

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県丸亀警察署	綾歌交番	丸亀市綾歌町栗熊西1600番地6	丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東、綾歌町富熊	香川県丸亀警察署	富熊駐在所	丸亀市綾歌町富熊1192番地7	丸亀市のうち、綾歌町富熊
					栗熊駐在所	丸亀市綾歌町栗熊西1600番地6	丸亀市のうち、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東
	飯山交番	略			飯山交番	略	
	飯野駐在所	略			岡田駐在所	丸亀市綾歌町岡田下534番地5	丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東
	略			飯野駐在所	略		
略				略			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。